

## 入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）

・ (宛先)

大隅森林管理署長 殿

(宛先、提出先については、別添の入林届提出先一覧表を御参照ください。)

鳥獣の捕獲等を実施するため、下記期間に、大隅森林管理署長が管轄する国有林野へ入林したく以下のとおり申請します。

申請年月日	年 月 日		
入林予定の場所 〔出来るだけ詳 細に記載して ください。〕	国有林野名 林班等		捕獲対象鳥獣名 及び捕獲方法 〔 ( ) 〕 <input type="checkbox"/> 銃器 <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
入林の期間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日		
入林の目的	<input type="checkbox"/> 狩猟 <input type="checkbox"/> 個体数調整 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣捕獲 <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 捕獲個体の放置の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 夜間銃猟の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無         </div> <input type="checkbox"/> その他 ( )		
所属団体名 または氏名			

(やまおり線)  
この点線で折り、点線より上部の面を表にして、車両の見やすい場所に掲示してください。  
なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示してください。

申請者	氏名		TEL及びFAX番号	
	住所		メールアドレス	
	狩猟者登録番号			
緊急連絡先 (* 1)	氏名	住所	TEL及びFAX番号	メールアドレス

チェックしてください。



- 1 安全のための遵守事項を読み理解しました。
- 2 立入禁止区域図入手し、理解しました。
- 3 森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。
- 4 事故を起こした場合は、一切の責めを負います。
- 5 上記を団体の構成員に伝達しました。  (団体届出のみ記載)

## 注意事項

1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。

2 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。なお、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理署等の管轄区域のみとなりますので御注意ください。

九州森林管理局 URL [http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/nyurin/formalities/case\\_3.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/nyurin/formalities/case_3.html)  
立入禁止区域図は、獵期前（10月頃）に更新します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認ください。

3 団体で届け出る場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請してください。

また、別紙1の構成員名簿を提出してください。

4 実際に入林する日が決まった場合には、入林する前日までに日時及び場所を管轄する大隅森林管理署等に電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により御連絡ください。

（大隅森林管理署 電話 0994-42-5217 FAX 0994-42-5218 メールアドレス ky\_oosumi@maff.go.jp）

5 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、点線より上部の面を表にして、車両の見やすい場所に掲示してください。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示してください。

6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示してください。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃獵を目的として入林しようとする場合は、夜間銃獵作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。

以上のことを十分理解いただけましたら、以下のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に、3業務日以前の勤務時間内に提出してください。（\*2）  
なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函してください。

\* 1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載してください。

\* 2 例えば「3業務日以前」とした場合には、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
③	②	①	一	入林予定日

提出期限 →

(別添)

### 入林届提出先一覽表

# 安全のための遵守事項

## 鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないよう御注意願います。

### 記

1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないでください。なお、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認ください。（立入禁止区域図は、九州森林管理局のホームページからも入手できます。）

立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「○km先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。

2 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすい場所に掲示してください。

銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。

3 国有林内での鳥獣の捕獲は、できるだけ作業をしていない土・日・祝日に実施されるようお願いします。実際に入林する日が決まった場合には、前日までに、日時及び場所等を管轄する大隅森林管理署等に御連絡ください。特に、土・日・祝日以外に実施される場合は、必ず連絡してください。

4 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をしてください。

5 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。

6 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力ください。また、火気に注意し、山火事予防に御協力ください。

7 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意してください。

なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、大隅森林管理署では責任を負いませんので十分御留意願います。

8 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

9 その他、県から配布される「鳥獣保護区等位置図」に記載されている注意事項を守ってください。

大隅森林管理署長

(別紙1)

鳥獣の捕獲等のための入林届の注意事項3に基づき、構成員名簿を提出します。

所属団体名:

氏名	狩獵者登録番号

(続き)

氏名	狩獵者登録番号